

赤穂市中小企業経営安定資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第9号

赤穂市中小企業経営安定資金利子補給金交付要綱
の一部を改正する要綱

赤穂市中小企業経営安定資金利子補給金交付要綱（平成16年赤穂市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び設備近代化資金の設備資金（ただし、自動車購入資金のうち別に定めるものを除く。）」を「のうち設備資金（自動車購入資金のうち別に定めるものを除く。）又は中心市街地等活性化対策資金」に改める。

第4条第1項中「1/3」を「3分の1」に改め、同項ただし書中「設備近代化資金のうち大型店対策及び中心市街地等活性化対策」を「中心市街地等活性化対策資金」に改める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2条第3号及び第4条第1項ただし書の規定は、この要綱の施行の日以後に赤穂市中小企業経営安定資金融資制度実施要綱（昭和56年赤穂市訓令甲第19号）第12条第2項の規定により融資を実行した設備資金から適用し、同日前に同項の規定により融資を実行した設備資金については、なお従前の例による。